

論説

条約規定としての国家責任条項の機能

萬 歳 寛 之

- I. はじめに
- II. 一般的国家責任制度
- III. 国家責任条項
- VI. 結び

I. はじめに

国際法の法規規範性をめぐる議論は、現在でも続いている国際法学上の根本問題である。そして、国際法の法規規範性と責任概念は密接な関係を有しているといえる。

法規規範の特質について、エールリッヒの見解にもとづくかたちで、尾高朝雄は「法の根底に横たわる『社会団体の内面的秩序』と、『裁判規範』から発達した成文法規とを明確に区別し、争いのために攪乱された社会団体の内面的秩序を、裁判を通じて維持・回復して行くのが、法規の主たる作用である」と説く¹。つまり、法規規範の特質は、法主体に対して一定の行為を指示・禁止する行為規範と、当該主体が行為規範の命ずることをなさない場合の制裁を定めた裁判規範という規範の二重性に求めることができるのである。

このような議論は、国際法においてもあてはまることは横田喜三郎によっても確認されている²。

「国際社会に妥当する規範のうちには、法規規範の特殊な規範形式を有する

ものがある。一般に国際法規と呼ばれる規範がそれである。これらの規範は一定の主體が一定の要件の下に一定の行為をなすべきことを定める。もしそれがなされないときは、右の主體に對して他の一定の行為がなされうべきである。右の主體の責任を問ひ、救正を要求することができる（国際責任）。救正が拒絶されれば、一定の場合に國際裁判に訴えることができる（國際裁判）。一定の強力的手段をとることもできる（強力執行）。これを全體として見れば、一定の主體は一定の要件の下に一定の行為をなすべきであり、もしそれをなさなければ、右の主體に對して他の一定の行為がなされうべきである。第一の命題は義務を定める。第二の命題は制裁を定める。これら二つの命題は相互に結合され、義務と制裁の二重當為命題を構成する。それはまさに法規範の特殊な規範形式である。従って、國際法規は正當な意義における法規範でなければならぬ。」

横田は、1つの規則のなかに行為規範と裁判規範が併存しているというよりも、1つの規則の違反に對して国際責任・國際裁判・強力執行という一般的手段の存在から、國際法「全體として見れば」、「義務と制裁の二重當為命題」の構成が存在するとしている点には注意が必要である。換言すれば、最上敏樹が、「國際法体系が基本的に行為規範（あるいは責務のルール）偏在システムである、という点が指摘されなければならない」と述べるように、國際法は行為規範が中心で、裁判規範まで独自に規定している規則はまれといえるのである³。この点について、大沼保昭も、「領域、人權、經濟、武力行使など、様々な分野における國際法は、各分野における国家の義務を指示するが、国家の義務違反の場合の國際法の否定的反応のあり方については具体的に規定していないことが多い」と述べ⁴、同旨の見解を示している。

このような国家の義務違反に對する否定的反応のなかでも、横田の見解にあらわれているように、「責任」は特別な位置づけを与えられている。つまり、個々の規則が裁判規範まで定めることはなくとも、すべての國際法規範に共通する責任概念の存在を指定することによって國際法の規範性を確保しようとする考え方が提起され、それが現在一般的に受容されるようになったのである。それゆえ、国家責任法は、國際法の法規範性を証明するための重要な

役割を担うことになり、あらゆる国際義務の違反に対応する一般的国家責任制度の構築は、同時に、国際法は個々の規則の単なる寄せ集めではなく、統一的な法体系であることを証明しようとする努力にもつながることになったのである⁵。このことから、現代の国家責任論は、国際法の法規範性の証明という課題を背負うことになった結果、国際義務の性格や国際社会における法執行のあり方など国際法秩序の中心的課題とも密接に関係することになったといえるであろう。

国際法の法規範性と国家責任法の密接な関係性を重視する立場が一般的に受容されるようになった背景には、国連国際法委員会における国家責任法の法典化作業を挙げることができる。しかし、2001年に国際法委員会の採択した「国際違法行為に対する国家の責任に関する条文（以下、国家責任条文）」は、国連総会において留意されたものの、未だ条約化されていない。つまり、諸国は、一般的国家責任制度の構築を目指す国家責任条文の意義を認めつつも、これを拘束的規範として承認するまでには至っていないのである。

こうした諸国の態度には、国家責任条文に固有の問題点に対する批判も含まれていると思われるが、より根本的には、条約規範として国家責任法を受け入れることで、国際法違反に対して柔軟な対応が困難になることへの逡巡が背景にあると考えられる。それゆえ、現段階で、あらためて条約中の国家責任条項について再検討することには意義があると思われる。というのも、条約中に国家責任条項を挿入することは、行為規範として存在する条約規定の違反に関して国家責任法にもとづいた対応を予定することになるため、特定の条約において国家が明示に国家責任法上の対応を受け入れた理由を把握できるからである。

そこで、本稿では、国際人道法関連条約と国連海洋法条約（1982年）第12部において規定されている国家責任条項を取り扱っていくことにする。前者は、責任法に関しては、個人の刑事責任と国家責任、後者は、個人の民事責任と国家責任が併存している条約である。そのため、個人責任を規定しながらも、国家責任をも規定していることから、より条約違反に対する国家責任法の役割が明確に意識された条約と評価できる。以下では、条約中の国家責任条項の発展を正確に理解するためにも、一般的国家責任法の発展の軌跡

を簡潔にたどったうえで、国際人道法と海洋汚染の分野における国家責任法の役割について考察することとする。

II. 一般的国家責任制度

常設国際司法裁判所とその後身である国際司法裁判所は、国家責任論に関して、その内実には様々な相違点があるとはいえ、すべての国際義務の違反に共通する国家責任論を構築しようとしている点で、核となる論理構成については一貫した立場をとっている。

一般的国家責任論を議論する際には、下記の常設国際司法裁判所におけるホルジョウ工場事件（賠償・管轄権，1927年）の言明を出発点とすることが多い⁶。

「約定の違反が、適当な形態で賠償する義務を伴うことは国際法の原則である。賠償は、それゆえ、条約の適用の違反につき不可欠の補充であって、条約自体のなかに規定されている必要はない。」

このように、裁判所は「約定の違反」にもとづき発生するのは「賠償する義務」であるとし、責任の法的帰結の一義的性格を明確にしている。また、裁判所は、1928年の本案判決において「賠償を決定する法規則は、関係二国間で効力を有する国際法規則」であると述べ、賠償をめぐる法的関係は関係二国間、すなわち責任国と被害国の間でのみ問題になると解釈している⁷。そして、賠償をめぐる法的関係を発生させる国家責任の発生要件について、国際司法裁判所は在イラン米国大使館占拠事件（本案，1980年）において、行為の帰属と当該行為の国際法規範との両立性という2要件をあげ、いわゆる客観責任論の立場が明確に示されることになった⁸。

これらの裁判所の言明によれば、帰属と義務違反にもとづく国際違法行為は必ず賠償義務を伴うという包括性を持ちながら、同時に国際違法行為の法的帰結は、賠償をめぐる責任国と被害国との間の新しい法的関係の発生とい

う限定性を内包している点には注意が必要である⁹。

このように国家責任法の包括性と限定性を矛盾なく説明できたのは、ロチュース号事件（1927年）において常設国際司法裁判所が判示した「主権の残余原理」に負うところが大きい¹⁰。すなわち、本件において裁判所は、「国家の独立の制約は推定されるものではない」と述べ、国家を拘束する法規則は条約や慣習法にあらわれる国家の意思から生ずるとしたのである¹¹。

この点について、アンチロッチは主権の残余原理が妥当する理由を国際関係における厳格な個別主義的性格に求め、この原理に従えば、国家はたとえ他国に損害を与えたとしても、それが国際法上禁止されていない限り合法とみなされるとの考え方をとっている。それゆえ、賠償の対象となる損害は「一定の約定によって課せられた義務の違反の結果」でなければならないことになるのである。また、この義務は他国に対する義務と性格規定されるため、国家責任法の俎上にのぼってくる損害は、損害の発生を禁止・防止すべき義務と対応関係にある特定の権利の侵害を構成するものでなければならず¹²、この権利侵害や損害を違法に与えた法的帰結として賠償義務が発生するとの論理を採用しているのである¹³。

国際司法裁判所は、アンチロッチと同様、ベルナドッテ伯爵殺害事件（勸告的意見、1949年）において「国際義務の存在する相手方の当事者のみが、当該義務の違反を理由とする請求を提起することができる」と述べ¹⁴、国際法上の権利義務関係は二者間の関係に還元することができるとし、責任関係の当事者も第一次的規則上の当事者に等しいという考え方に立っている。そして、請求を提起する原告適格の要件について、国際司法裁判所はバルセロナ・トラクション事件（第2段階、1970年）で「自己の権利の1つが侵害され、非難された行為が条約や法の一般的規則から生じる国際義務の違反を伴うことを証明したならば、請求を提起する資格を有することになる」¹⁵と述べる。つまり、裁判所は、一方の権利侵害と他方の義務違反の関係性こそが請求の原告適格の要件とする立場をとっているのである。では、一方の義務違反と他方の権利侵害にもとづいて発生する国家責任法上の関係とはいかなる内容を有するのであろうか。

この点、ジェノサイド条約適用事件（本案，2007年）において，国際司法裁判所は，国家責任の法的性格について，下記のように判示している¹⁶。

「一般原則の問題として，国際法は国家の刑事責任を承認しておらず，ジェノサイド条約はこのような刑事責任を課すための手段を提供するものではない。……このような義務の違反から生じる国家の責任は，国際法上の義務でありかつ責任である。」

このように，裁判所は，国家責任の法的性格を「国際法上の……責任」と述べているが，これでは何も説明していないのと同じであると。しかし，裁判所は，本件の後段において「被告は，ジェノサイドの防止と処罰について，ジェノサイド条約上の義務を遵守していなかったと認定し，裁判所は賠償（reparation）の問題に移る」と述べ¹⁷，義務違反によって発生するのは賠償義務であるとの立場をとり，その賠償の性格も刑事的なものではないとされたのである¹⁸。

以上の検討から国際判例上，一般国際法上の国家責任の内実とは，国際法上の義務を負う主体がその義務の履行につき規範の命ずるところと異なる行動をとった場合，当該義務を負っている相手方に対して課される「賠償」義務に他ならず，この点に国際法上の責任概念の一義的性格を見て取ることができる。つまり，国際裁判において示された国家責任論は，義務違反＝権利侵害＝賠償という図式に理論的根拠を置いてきたので，国際義務の違反があった場合には必ず責任が発生するという包括性と責任の法的帰結に関する限定性が同時に並存していても問題がなかったのである。

このような国際判例上の一般的国家責任制度に関する議論と国家責任法の法典化作業に取り組んできた国連国際法委員会におけるアプローチには同様の問題意識を見て取ることができる。なかでも，国際法委員会のアプローチに多大な影響を与えた特別報告者アゴーは，実体的義務を規定した第一次的規則（primary rules）の内容の確定とは基本的に区別するかたちで，義務違反の存否や違反の帰結の決定に関する第二次的規則（secondary rules）の体系化を出発点とし，「責任のすべてを，そして責任だけを」（the whole of

responsibility and nothing but responsibility) という命題にしたがった草案の作成に着手することになった。このようなかたちで、国家責任法は、あらゆる国際義務の違反に対応するものとして、その適用範囲の一般性を措定されることになったのである。

しかし、国家責任法の一般的適用可能性に対しては、その人為的性格を指摘して、多くの批判が寄せられていることも確かである。なかでも、大沼は「国際法違反が常に国家責任を伴う」¹⁹という一般的な観念が「現行国際法上の国家責任にかかわる諸国の規範意識を反映しているか」²⁰との疑問から出発し、①復讐・賠償・条約の無効・戦争などの国際法違反に対する否定的反応の多様性²¹や②外国人の権利侵害に起因する領域国家の国家責任を中心的命題とする歴史的発展形態を指摘することによって²²、「国家責任という制度は.....国際法に必然的に伴う制度ではなかった」として²³、国家責任の「特異性」を主張するのである²⁴。

前者は、実際の外交交渉における責任追及以外の対応や条約上の不遵守手続などの国際法違反に対する様々な実行を挙げ、国家責任法の適用範囲を責任以外の対応との関係で特定しようとする考えといえる。他方で、後者は、国家責任法が歴史的に外交的保護に関する国際仲裁裁判例の蓄積を通じて慣習法化してきたことに着目して述べられたものである。この点については、中谷和弘も、国家責任法の典型的な適用モデルは「比較的小規模の国際法違反に対する事後救済.....であることは否定できない」と述べつつ、責任の追及目的の観点から国家責任法の適用範囲の限定性を主張している²⁵。

このように、国際義務の違反があれば必ず責任が発生し、すべての違反に対応する第二次的規則としての国家責任法の存在を措定する国際司法裁判所と国際法委員会のアプローチに対しては、国際法上の規範逸脱行為に対する否定的反応の実行の多様性と国家責任法の歴史的発展の特異性から学説上有力なたちで批判がなされているのである。しかしながら、国家責任法の一般的適用可能性の有無を、観念論的に論じても実益はなく、上記の見解の対立は、国際義務の違反のあった場合に、いかなる対応をすることが国際法秩序の維持にとって最も実効的であるのか、換言すれば、国家責任法の適用があると考えてのみで問題は解決されるのか、という点にそれぞれの問題意識が

ると考えるのが適切であろう。以下では、多国間条約中に規定された国家責任条項の検討を通じて、条約違反に対する国家責任法の適用が条約上の規範秩序を維持するために、いかなる役割を果たすべきと考えられているのかに着目することで、国家責任条項に込められた締約国の規範意識を分析することにする。

III. 国家責任条項

ホルジョウ工場事件において「賠償は、それゆえ、条約の適用の違反につき不可欠の補充であって、条約自体のなかに規定されている必要はない」と述べられていたにもかかわらず²⁶、条約違反に対する国家責任法の適用を明記する条項、すなわち国家責任条項の存在する条約がある。これらの条約には、たとえばジュネーブ条約のように、条約違反に対する個人責任を規定しながらも、同時に国家責任の発生を予定する一連の条約が含まれる²⁷。以下では、個人責任を規定しながら国家責任条項を規定する条約が、いかなる役割を賠償概念に託しているのかを検討する。

(1) 国際人道法関連条約

国際人道法の現在の傾向は、国家責任から個人の刑事責任の追及にその力点が移ってきている。しかしその一方で、陸戦の法規慣例に関する条約（1907年；以下、陸戦条約）から、ジュネーブ4条約（1949年）を経て、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（1977年；以下、第一追加議定書）に至るまで、一貫して国家責任条項が挿入されている。以下では、これらの国際人道法関連条約における国家責任条項を順に考察していく。

①陸戦条約第3条　陸戦条約は、第3条において、当該条約の附属書である陸戦規則の違反にもとづく国家の賠償義務を下記のように明記している。

第3条

前記規則の条項に違反したる交戦当事者は、損害あるときは、之か賠

償の責を負ふべきものとす。交戦当事者は、其の軍隊を組成する人員の一切の行為に付き責任を負ふ。

陸戦規則は 1899 年の第 1 回ハーグ会議の時に作成され、その段階では当該規則の拘束性を否定する見解も存在した。しかし、1907 年の第 2 回ハーグ会議で陸戦条約第 3 条が新たに挿入されたことにより「規則の義務的性格が決定されることになった」といわれている²⁸。またフリーマンは、国家責任条項を挿入する試みは、1907 年のハーグ平和会議の参加国にとって陸戦条約及び陸戦規則の遵守を確保するために最も効果的な方法と思われたと指摘している²⁹。

当時すでに戦争法違反の犯罪について、戦時中に限るとはいえ個人の戦争犯罪が認識されていたにもかかわらず、陸戦条約は個人の刑事責任については何も規定していない³⁰。これに対し、国家の賠償義務を規定することをもって陸戦規則の遵守をはかろうとする姿勢は、国家のチャンネルを通じて条約目的を実現しようとするものに他ならないといえる³¹。では、陸戦条約第 3 条は、実際に陸戦規則の遵守を確保することができたのであろうか。

陸戦条約第 3 条が主に想定しているのは、一国の軍隊が敵国の領域ないし占領地域において、違法なかたちで当該地域の住民（文民）と何らかのかたちで直接的な人的接触（*direct, personal contact*）をした際の損害賠償義務という小規模な責任事例である。したがって、軍隊の構成員の被った損害に対する金銭賠償は、基本的に陸戦条約第 3 条の対象外である³²。

現行の第 3 条のもとになった第 2 回ハーグ会議におけるドイツ提案は、中立国国民と敵国国民に対する賠償方法を区別し、前者に対しては即時的支払、後者に対しては講和条約を通じた支払を規定していた³³。ここで注意しなければならないのは、陸戦条約及び陸戦規則の実施機関は、原則として軍隊が想定されていたということである。ドイツ提案における区別を採用すると、中立国国民への即時的支払は軍隊が現地で行い、敵国国民については講和条約の締結後に政府が行うというかたちで、それぞれで実施機関が異なってくることになる。

最終的に、両者は区別されず、現行の第 3 条のように単一の条文として採

択されたため、第3条にもとづく賠償義務は「国家自身が集団的に負う」ことになった³⁴。それゆえ、第3条は実施機関の区別を放棄することで、「国家」を賠償義務の主体として明確化することに成功したといえる。しかし、支払方法については現地で行うのか、国内裁判所を通じて行うのか、講和条約を通じて行うのかを特定していない。それゆえ、第3条は、いかなる責任追及を通じて、陸戦条約と陸戦規則の目的実現をはかろうとしているのか不明確な部分を残しているため、戦時賠償に関する有用な指針を提供することができず、講和条約による一括処理の実行により、実際には適用されなかったことが指摘されている³⁵。そして第一次世界大戦と第二次世界大戦における戦争被害の大規模化により、比較的小規模の個人損害の金銭賠償を想定していた陸戦条約第3条では実効的な救済が望めなくなり、国際人道法における国家責任法の新たな役割が模索されることになったのである。

②ジュネーブ4条約 第二次世界大戦後に作成されたジュネーブ4条約でも国家責任の重要性が認識され、共通条項（第1条約第51条・第2条約第52条・第3条約第131条・第4条約第148条、以下第1条約の条文を掲げる）として次のような規定が設けられた。

第51条

締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免れ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免れさせてはならない。

ここにいう「前条に掲げる違反行為」とは第50条で定義されている「条約に対する重大な違反行為」であり、この概念自体は個人の刑事責任に関するものである。他方、国家は第49条のもとで、重大な違反を行った個人に対する「刑罰を定めるための必要な立法」を行い、かつ犯人を捜査し、また犯人が自国領域内に所在する場合には公訴を提起するか引き渡す義務（「引渡か訴追か」の義務）を負っており、この義務に違反した場合に第51条にもとづく責任を負うことになるのである。

つまり、ジュネーブ4条約は、重大な違反行為自体に対しては個人の刑事

責任を、重大な違反行為の防止と処罰に関しては国家責任を定めることによって、条約目的を実現するための多面的なチャンネルを用意しているのである。では、ここでいう国家責任の実質的な内容とは如何なるものなのであるうか。

ジュネーブ 4 条約の共通国家責任条項は、イタリアの提案によるもので、元々は特別協定に関する現行の共通第 6 条（第 4 条約のみ第 7 条）の追加規定として提案され、戦勝国が第 6 条の特別協定を通じて傷病兵や捕虜の不当待遇にもとづく責任を免れるのを防止することが目的であった。しかし、最終的に、第 6 条の追加規定として挿入することができなかつたため、現在の重大な違反条項の後に挿入されることになったのである³⁶。それゆえ現行の第 51 条には不明確な部分が残るものの、その趣旨は、国家責任条項を通じて「訴追の強制的性格」(compulsory character of the prosecution)を確認し、戦勝国といえども戦敗国との契約上の合意を通じて条約違反に対する責任から免除されないことを明確にしようとした点にある³⁷。このことから、第 51 条にもとづく国家責任の追及は、有責的な個人の訴追に関する条約義務を無意味なものにしないという目的のもとで行われると観念することができよう。

したがって、第 51 条が第一義的に念頭に置く賠償の内容は、最終的に当事国間の合意で清算することが可能な金銭賠償ではなく³⁸、国際違法行為を犯した個人の刑事訴追も対象とする「満足」であると解すべきであるように思われる³⁹。つまり、ジュネーブ 4 条約の共通国家責任条項は、実体的な第一次的規則上の義務と同様、第二次的規則上も訴追・処罰の義務を課すことによって、一旦は条約義務に違反した行動があったとしても、国家責任法を通じて条約目的の実現を貫徹するための役割を果たすことに主眼があったといえるのである。

③第一追加議定書 ジュネーブ 4 条約の共通国家責任条項の考え方は第一追加議定書にも引き継がれていく。第一追加議定書は、第 85 条 5 項で個人の刑事責任を、第 91 条で国家責任を規定し、個人責任と国家責任を併存させることで条約目的の実現をはかろうとしている⁴⁰。なかでも国家責任を定める第 91 条は、陸戦条約第 3 条とほぼ同様の文言を用い下記のように規定

している。

第 91 条

諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、賠償を行う責任を負う。紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負う。

確かに第 91 条には、ジュネーブ 4 条約における共通国家責任条項と同様の文言は存在していないが、その趣旨は第一追加議定書においても活かされている。第 91 条の元になったアルジェリア・ヴェトナム・ユーゴスラヴィアの提案は 2 つの条項からなり、その第 1 項が現行の第 91 条に結実し、第 2 項はジュネーブ 4 条約の共通国家責任条項とほぼ同じ規定ぶりであったため削除されることになった⁴¹。第 2 項の削除の理由は、第一追加議定書の性格はあくまで「追加」であるので、ジュネーブ 4 条約にすでに含まれている条項を繰り返し規定する必要はないと考えられたからである⁴²。また、第一追加議定書第 85 条 1 項は、ジュネーブ 4 条約の国家責任条項を含む「重大な違反行為の防止に関する諸条約の規定」は「この議定書に対する違反行為及び重大な違反行為の防止について適用する」と規定している。それゆえ、この第 85 条 1 項を通じて、明文の規定はなくとも、ジュネーブ 4 条約の共通国家責任条項は第一追加議定書の適用範囲に入れられることになったのである⁴³。

では、ジュネーブ 4 条約の共通国家責任条項が第一追加議定書の適用範囲に入れられることになったにもかかわらず、第一追加議定書が新たに第 91 条を挿入した意図はどこにあるのであろうか。第 91 条は、文言のうえでは陸戦条約第 3 条の再確認のようなかたちになっているが、両者の想定している事例は異なる。第一追加議定書では、米国によるヴェトナム戦争のように陸上兵力だけでなく航空兵力も含めた非人格的な攻撃による大規模な破壊や惨害を想定しており、人民の集合体である国家に対する金銭賠償が主たる責任の内容として考えられていた。つまり、空軍などの発達により個別の違法行為者を特定することが不可能となり、かつ損害が大規模化したために、現

実に存在はするが特定することが困難な違反者の背後にある国家に対して、被害者個人に代わりその本国が請求権を行使することが想定されているのである。また、原則として文民に対する賠償を想定していた陸戦条約第3条とは異なり、第一追加議定書第91条は軍隊の構成員に対する賠償もその範囲に含められることになった。これは禁止兵器の使用に関する忌避感や人道的考慮が発展したことにより、化学兵器等の犠牲となった軍人や不当待遇を受けた捕虜についても、賠償の対象に含めようとする趣旨である⁴⁴。

このように第一追加議定書では、重大な違反行為を特定できる個人の刑事責任だけでなく、違反者の存在が不明確ないし特定が不可能であっても「自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為」に対して国家に責任を負わせることによって、甚大な損害に対する実効的な事後救済を確保することを目的にしているといえる。その意味で、第一追加議定書の国家責任制度は、ジュネーブ4条約の共通国家責任条項に示された重大な違反行為者の訴追責任と、第一追加議定書第91条の金銭賠償による事後救済を規定することで、陸戦条約やジュネーブ4条約よりも広範な責任解除の方法を用意することになったと評価できるであろう。

以上の検討から、国際人道法関連条約は個人責任と国家責任を併存させ、両者の相互補完的適用を通じて条約目的の実現をはかろうとしているといえる⁴⁵。そして、国際人道法関連条約における国家責任条項は、条約規定の遵守の誘因措置として位置づけられる一方、戦勝国と戦敗国を問わず条約の平等適用を確保し、条約目的の貫徹や損害の実効的な填補を目的とする多様な役割を担うものであると結論することができるのである。

(2) 国連海洋法条約第12部

個人責任と国家責任の併存は、民事的な分野においても見られる。たとえば、海洋環境の保護及び保全について定める国連海洋法条約第12部は、第235条1項で「いずれの国も、海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務を履行するものとし、国際法に基づいて責任を負う」と規定し、第12部の諸条項の違反に対する国家責任法の適用を予定している。しかし他方で、第12部は、国家責任法にすべての解決を委ねるのではなく、実際に海洋汚

染を引き起こす船舶や船舶を運用する企業の刑事責任と民事責任を国内的に整備・拡充すべき義務を締約国に課すなど、国家にのみ責任が集中しない制度にもなっている⁴⁶。

国連海洋法条約第 12 部は、(a) 条約義務の国内実施のための立法管轄権行使にもとづく安全基準の設定、(b) 当該安全基準の執行管轄権の配分、(c) 汚染発生後の通報と介入や国家責任と民事責任を通じた危険の配分、を基本構造としている⁴⁷。これらの規定は、国家間の法的関係と、国家と汚染者（船舶又は海洋施設）との法的関係が併存するかたちになっており、条約違反のすべてが通常の政府間の外交ルートを通じて解決されるべきものとなっていない⁴⁸。

このように国連海洋法条約第 12 部は、実体的義務については国家間の法的関係と国家と個人間の法的関係を規定し、手続的義務については、汚染者の処罰といった秩序維持的な措置と損害賠償という民事的な措置の双方において、国家と個人への対応を区別する制度を採用している。つまり、船舶等に対する国家の規制権限が強化されたにも関わらず、民事責任について国家は裁判管轄の設定義務を負うだけで、汚染にもとづく実際の損害賠償は船舶等の私人や私企業が行うべきこととされたのである⁴⁹。

しかしその一方で、国家責任に関して規定する前述の第 235 条 1 項は「海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務」を対象としており、理論的には第 12 部の規定の違反は一般的に国家責任法の適用対象に入ることには注意しなければならない⁵⁰。このように国連海洋法条約第 12 部は、個人責任の追及を予定する多くの規定を設けながら、同時に、国家責任法の包括的適用を指定するような制度を採用しているのである。

このように国連海洋法条約においても、個人責任と国家責任を並存させるかたちで条約目的の実現をはかろうとしていると指摘できる。つまり、国家責任法のみでは海洋汚染に関する海洋法秩序を実効的に維持することができないとする問題意識がみられる一方、すべての条約義務の違反に対して国家責任法の適用の余地を残しておこうとする国家の対応が存在することも確かである。これは、国家責任法以外にすべての国際義務の違反に対応する第二次的規則がこれまでのところ存在しないという現在の法状況を端的に反映し

ているともいえる。しかし個人責任にしる国家責任にしる、条約義務遵守の誘引措置として規定されている側面があるとはいえ、いずれも海洋汚染発生後の事後的な対応に主眼があり、責任法では本来の汚染防止という目的を達成することは困難であろう。それゆえ、国連海洋法条約は、安全基準に関する立法・執行管轄権の配分による条約義務の国内実施を重視するかたちで、海洋汚染を事前に防止するための制度を構築しているのである。

IV. 結び

たとえば、国連海洋法条約における海洋環境の保護・保全の他にも、最近の地球環境保護条約では、条約上の規範逸脱行為に対して、違反（breach）ではなく不遵守（non-compliance）という概念⁵¹を用いて、賠償ではなく不遵守手続という友好的解決を目指した環境の保護・保全に特有の制度を発展させてきている。こうした対応の一義性の喪失は、国際義務の多様化、すなわち国際法上の共通利益の誕生、国際義務の対世的性格、個人責任と国家責任の並存、国際法の履行確保の組織化などが背景にある。

ホルジョウ工場事件において、常設国際司法裁判所は「約定の違反が、適当な形態で賠償する義務を伴うことは国際法の原則である」と述べ、責任を違法行為の必然的帰結とする先験的措定を置く立場をとっている。しかし、これまで検討してきた個人責任と国家責任の並存などの事態は、1927年のホルジョウ工場事件当時では予想できなかった事態であるといつてよい。現在では如上の条約実行にあらわれているように、規範逸脱行為に対する否定的反応は多様化しており、必ずしもすべてが国家責任の追及によって解決されているわけではない⁵²。他方で、国際人道法関連条約も国連海洋法条約も、個人責任に比して補完的とはいえ、国家責任に条約目的の実現のための役割を付与していることも確かである。しかし、国際人道法関連条約では、条約目的の実現のための国家責任法の役割は、それぞれの条約で特定されているのに対して、国連海洋法条約では、条約で国家責任法の役割を特定することなく、一般国際法上の国家責任の内容に委ねるかたちになっている。このよ

うに、法制度としては、行為規範として存在する条約規定の違反に対して国家責任法が適用可能であると考えられている一方で、国家責任条項は一義的な内容を有するものではなく、条約毎で国家責任に託された役割は異なっており、「義務と制裁の二重当為命題」の構成のあり方は、個々の条約の解釈を通じて特定していかなければならないのが現状であるといえよう。

¹ 尾高朝雄『改訂法哲学概論』（学生社，1953年）219頁。

² 横田喜三郎『国際法（改訂版）上巻』（有斐閣，1941年）3—4頁。

³ 最上敏樹「国際法における行為規範と裁判規範—国際法システムの脱仮想化のために—」国際法学会編『日本と国際法の100年 第1巻：国際社会の法と政治』（三省堂，2001年）98頁。

⁴ 大沼保昭『国際法—はじめて学ぶ人のための—』（東信堂，2005年）191頁。

⁵ 川崎恭治「国家の国際責任法における『被害国』概念について—国連国際法委員会国家責任第2部暫定草案第5条の分析—（1）」『修道法学』第11巻2号（1989年）321頁。

⁶ *P.C.I.J. Series A*, No. 9, p. 21.

⁷ *P.C.I.J. Series A*, No. 17, p. 28.

⁸ *I.C.J. Reports 1980*, pp. 28-29, para. 56.

⁹ 大森正仁は、「これらの判決作成過程でアンツィロッティが裁判官の一人としてどのような影響を与えたのかは興味深い点であるが不明である」としている。大森正仁「国際責任法理論と戦争法・武力紛争法—ディオニシオ・アンツィロッティの貢献—」『世界法年報』第20号（2001年）68—69頁。

¹⁰ ロチュース号事件判決の問題点を指摘するものとして、奥脇直也「国家管轄権概念の形成と変容」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権—国際法と国内法（山本草二先生古稀記念）』（勁草書房，1998年）15—17頁。

¹¹ *P.C.I.J. Series A*, No. 10, p. 18.

¹² D. Anzilotti (traduit par G. Gidel), *Cours de droit international, Premier volume: Introduction - Théories générales* (1929), p. 493; D. Anzilotti (übertragen von C. Bruns und K. Schmid), *Lehrbuch des Völkerrechts, Band 1: Einführung - Allgemeine Lehren* (1929), pp. 383-384; デイ・アンチロッティ（一又正雄訳）『国際法の基礎理論』（酒井書店，復刻限定版，1971年）518頁。

¹³ D. Anzilotti, “La responsabilité internationale des états à raison des dommages soufferts par des étrangers”, *Revue générale de droit international public*, Tome 13 (1906), p. 13.

¹⁴ *I.C.J. Reports 1949*, pp. 181-182.

¹⁵ *I.C.J. Reports 1970*, p. 46, para. 87.

¹⁶ *I.C.J. Reports 2007*, p. 115, para. 170.

¹⁷ *Ibid.*, p. 232, para. 459.

¹⁸ 大森正仁は、懲罰的損害賠償に関する議論を検討して、懲罰的損害賠償をめぐる見解の対立からも国家責任の民事的性質が際立つと慎重な態度を示しつつも、「国際法上の国家の責任は基本的に民事的な性質を有するものであり、または不完全な刑事的要素を内包するものと考えられている」と述べる。大森正仁「国家の国際犯罪と国際責任—国際法委員会の法典化作業を中心に—」『法学研究』第59巻3号（1986年）31頁。なお、懲罰的損害賠償全般については、大森正仁「国際法における懲罰的損害賠償の意味」『法学研究』第67巻6号（1994年）1—24頁。

¹⁹ 大沼『前掲書』(注4) 197頁。

²⁰ 同上, 203頁。

²¹ 同上, 195—197頁。

²² 同上, 198頁。

²³ 同上, 201頁。

²⁴ 同上, 197頁。

²⁵ 中谷和弘「国際法治主義の地平—現代国際関係における国家責任法理の『適用』—」『岩波講座現代の法2—国際社会と法』(岩波書店, 1997年) 132頁。

²⁶ *P.C.I.J. Series A*, No. 9, p. 21.

²⁷ ここで問題としている個人責任と国家責任の関係は、国家責任条文第55条にいう特別法と一般法の関係にあるとはいえない。特別法上の個人責任と一般法上の国家責任との間に不一致が存在するので特別法である個人責任が優先適用されるという場面ではなく、個人責任と国家責任が併存している関係性のなかで、国家責任がいかなる役割を果たしているのかに注目するものである。*Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. 2, Part 2, pp. 140-141, paras. 1-6 (Article 55).

²⁸ A. P. Higgins, *The Hague Peace Conference and Other International Conferences concerning the Laws and Usages of War* (1909), p. 260.

²⁹ A. V. Freeman, “Responsibility of States for Unlawful Acts of Their Armed Forces”, *Recueil des cours*, Tome 88 (1955-II), p. 332.

³⁰ *Ibid.*, p. 333; 大森「前掲論文」(注9) 65頁。

³¹ 起草過程や当時の学説を詳細に検討したうえで、陸戦条約第3条は、賠償義務の主体も賠償請求権の主体も国家間の関係を想定し、個人は客体としての地位にしかおかれていないことを指摘するものとして、島田征夫「戦争捕虜の賠償請求権と国際法」『早稲田法学』第79巻1号(2003年) 20—32頁。

³² F. Kalshoven, “State Responsibility for Warlike Acts of the Armed Forces: From Article 3 of Hague Convention IV of 1907 to Article 91 of Additional Protocol I of 1977 and Beyond”, *I.C.L.Q.*, Vol. 40, Part 4 (1991), pp. 833-834.

³³ *Deuxième conférence internationale de la paix, La Haya 15 juin – 18 octobre 1907*, Actes et Documents, Tome III (1907), p. 247; 島田「前掲論文」(注31) 23—26頁。

³⁴ Freeman, *supra* note (29), p. 332.

³⁵ Kalshoven, *supra* note (32), p. 836; 大森「前掲論文」(注9) 66頁。

³⁶ Kalshoven, *Ibid.*, pp. 840-841.

³⁷ *Final Record of the Diplomatic Conference of Geneva of 1949*, Vol. 2-B (2004), p. 133.

³⁸ Kalshoven, *supra* note (32), p. 843.

³⁹ 国際人道法違反にもとづく個人の刑事訴追と満足との関係を指摘するものとして、J. M. Henckaerts and L. Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law*, Vol. 1-Rules (2005), pp. 540-541.

⁴⁰ 藤田久一は「人道法の違反行為を理由に国家責任が追及されても……むしろ違反に対する処罰は個人の面からより厳格にアプローチされうる」とし、条約目的の実現において個人責任をより重視している。藤田久一『国際人道法(新版, 再増補)』(有信堂, 2003年) 196頁。

⁴¹ *Official Records of the Diplomatic Conference on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts*, Geneva (1974-1977), Vol. 3 (1978), p. 347: CDDH/I/335 and Add. I and 2, 15 April 1977.

⁴² 大森「前掲論文」(注9) 67頁。

⁴³ Kalshoven, *supra* note (32), pp. 845-846.

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 846-847, 851.

⁴⁵ 本章では、国際的武力紛争のみを取り上げているが、非国際的武力紛争に適用される国際人道法においては、個人責任と国家責任の関係だけでなく、個人責任と敵対武装集団の責任の関係も問題となる。この点について、尋木真也「慣習国際人道法における敵対武装集団の位置づけ」『早稲田大学大学院法研論集』第134号（2010年）162—164頁。

⁴⁶ 国連海洋法条約第235条の起草経緯を包括的に取り上げたものとして、薬師寺公夫「国連海洋法条約における賠償責任諸条項の構成と問題点—国家の国際賠償責任と民事賠償責任の関連を中心に—」林久茂編『海洋法の新秩序（高林秀雄先生還暦記念）』（東信堂，1993年）397—410頁。

⁴⁷ A. E. Boyle, “Marine Pollution under the Law of the Sea Convention”, *A.J.I.L.*, Vol. 79, No. 2 (1985), p. 351.

⁴⁸ 林久茂『海洋法研究』（日本評論社，1995年）233—234頁。

⁴⁹ 山本草二『国際法における危険責任主義』（東京大学出版会，1982年）322頁。

⁵⁰ 栗林忠男『注解国連海洋法条約・下巻』（有斐閣，1994年）151頁。

⁵¹ M. Koskeniemi, “Breach of Treaty or Non-Compliance?: Reflections on the Enforcement of the Montreal Protocol”, *Yearbook of International Environmental Law*, Vol. 3 (1992), pp. 125-128, 134-137.

⁵² 大沼『前掲書』（注4）202頁。